

令和 3 年 7 月 21 日
人権・男女共同参画課

第 5 次練馬区男女共同参画計画の点検・評価について

1 男女共同参画計画について

施策の点検・評価

各施策のうち重点取組については、毎年度各課で点検・評価を行う。

可能な限り、数値目標を設定し、数値目標による点検・評価を行う。

その他の取組については、事業実績と新型コロナウイルスの影響についてまとめた。

の結果を男女共同参画施策推進会議、同幹事会で確認し、改善点を検討、次年度以降に反映させる仕組みとする。

区民の意見を聴きながら取組を進めるため、区の評価を男女共同参画推進懇談会に報告し、ご意見・要望をいただく。

所管課自己評価

< 評価 >

A 第 5 次計画の目標内容を踏まえて、事業を予定どおり実施できた。

B 事業内容を一部変更したが、第 5 次計画の目標には十分配慮できた。

C 事業は予定どおり実施できたが、第 5 次計画の目標を踏まえると工夫が必要であった。

D 予定どおりの実施ができなかった。

成果指標による進行管理

第 5 次計画で目標ごとに設けた 11 の成果指標および目標値により、計画全体の進行管理、点検・評価を行う。

2 その他の計画について

配偶者暴力防止および被害者支援基本計画について

男女共同参画計画の点検・評価のしくみを活用する。その結果については男女共同参画推進懇談会の意見聴取後に区配偶者等暴力防止関係機関連絡会議に報告、協議しながら取組を進める。

女性活躍推進計画について

男女共同参画計画の点検・評価のしくみを活用し、その結果については男女共同参画推進懇談会に意見を聴く。